

団地名	桜ヶ丘団地	
建設年度	H5～H14	H13～H14
構造	中層耐火	
規模	3LDKY	2LDKY
家賃(円)	21,300 ～35,600	21,300 ～31,800

LDK…居間兼食事室兼調理場
Y…浴室(浴槽、風呂釜付)

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

申込資格

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

入居待機期間

10月1日(火)～
令和7年3月31日(月)

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

説明会・抽選会

日時 9月13日(金)

午前10時から

場所 役場2階 会議室5

※抽選により、入居待機順位を決定します。

入居待機者申込受付期間

9月2日(月)～10日(火)

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

説明会・抽選会

日時 9月13日(金)

午前10時から

場所 役場2階 会議室5

※抽選により、入居待機順位を決定します。

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

入居待機期間

10月1日(火)～
令和7年3月31日(月)

申込資格

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

町営住宅桜ヶ丘団地入居待機者を募集します

町営住宅桜ヶ丘団地は、現在空き部屋がありませんが、入居待機期間内に退去者があった場合は、その住戸への入居待機者となるための、申し込みをしていただきます。

入居待機者申込受付期間

9月2日(月)～10日(火)

説明会・抽選会

日時 9月13日(金)

午前10時から

場所 役場2階 会議室5

※抽選により、入居待機順位を決定します。

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

申込資格

申込資格

・令和6年9月10日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方

連帯保証人

入居にあたり、町が定めた資格を有する連帯保証人を1名立てていただきます。

詳しい内容につきましては、お問い合わせください。

お問い合わせ先

建設水道課都市計画係

(32)31129

申し込み・問い合わせ先

建設水道課都市計画係

(32)31129



スマホ教室を開催します

「スマホを使いたいけど、踏み出せない」
「スマホは持っているけど、使い方がよくわからない」

はじめの一歩のためのスマホ教室を開催します。ご参加ください。

場所 役場2階 会議室5
持ち物 筆記用具(メモ用)
スマートフォン(レンタル可)
対象 御代田町民
定員 8名
講師 ドコモショップ佐久平店※

※総務省 デジタル活用支援推進事業
地域連携型事業実施団体
御代田町総務課・教育委員会と連携しています。

申し込み方法

電話で「御代田町の教室を受講したい」とお伝えください。
スマホをお持ちでない方はレンタルできますので、予約の際にお申し出ください。携帯会社は問わず(ドコモでなくても)参加できます。

日時・内容	9月6日(金)	①午前10時～11時 地図アプリを使おう ②午後1時30分～2時30分 メッセージアプリを使おう
	9月17日(火)	①午前10時～11時 マイナポータルを活用しよう ②午後1時30分～2時30分 マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座を登録しよう ※マイナンバーカードを持参し、暗証番号をわかるようにしてご参加ください。

担当 ドコモショップ佐久平店

電話番号 080(8891)0675

受付時間 午前9時～午後6時

※電話が繋がらない場合があります。その際は担当者から折り返しの連絡があります。

中小企業・小規模事業者の「働き方改革」を無料でサポートします

長野働き方改革推進支援センター(厚生労働省・長野労働局委託事業)では、働き方改革に関する相談を無料で受け付けています。社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が、さまざまなお困りごとの解決を支援します。まずは、お気軽にお問い合わせください。

主な相談例

- ・生産性を上げて労働時間を減らしたい。

- ・使える助成金がないか聞きたい。
- ・ハラスメント対策について知りたい。
- ・就業規則を見直したい。
- ・人材採用や定着化について相談したい。

問い合わせ先

長野働き方改革推進支援センター

0120(088)703

受付時間

平日 午前9時～午後5時

農業振興地域農用地区域からの除外申請を受け付けます

町では、優良農地の確保・保全のため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画書を策定し、農業振興を図る地域を農業振興地域農用地区域として設定しています。

農業振興地域農用地区域内の土地をやむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農業振興地域からの除外申請が必要です。除外には要件があり、すべての申請が認められるとは限りませんので、事前

にご相談ください。除外完了までには申請締切日から5カ月程度かかります。

申請受付期間

9月2日(月)～30日(月)

提出書類

産業経済課(2階12番窓口)で配布します。町ホームページからダウンロードすることも可能です。

問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113

フリーランス・事業者間取引適正化等法について

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12

日に交付、令和6年11月1日から施行されます。詳細は左記サイトをご覧ください。

厚生労働省サイト

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ



問い合わせ先

長野労働局雇用環境・均等室

026(223)0551

令和6年度みよたんプレミアム付商品券利用期限のお知らせ

令和6年度みよたんプレミアム付商品券の利用期限は、9月30日(月)までです。利用期間の過ぎた商品券の利用や払い戻しはできませんので、お忘れの無いようご利用ください。

問い合わせ先

産業経済課商工観光係

(32)3113



大型店併用券



一般店専用券

し尿・浄化槽汚泥収集運搬手数料の改定について

改定前	改定後
9月30日まで	10月1日から
152円/18ℓ(税別)	190円/18ℓ(税別)

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32)3114

長年料金改定が行われていなかったし尿・浄化槽汚泥収集運搬手数料について、燃料費等の高騰の影響を踏まえ、10月1日より改定することになりました。

町民の皆さまのご負担が増えることとなりますが、収集事業を安定して継続していくため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



問い合わせ先

長野地方方法務局佐久支局

0267(67)2272

継続に関する案内
(ハンドブック)

令和6年4月1日から「相続登記の申請が義務化」されました

令和6年4月1日以降、不動産を相続した場合は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務になりました。令和6年4月1日より前に不動産を相続し、その取得を知っていた場合も対象です。

なお、相続登記に関する相談は、長野県司法書士会が運営する「常設電話相談」026(232)6110(受付時間 平日 正午～午後3時)や「各地の市町村等と連携した常設相談相談」(いずれも無料)をご利用いただけますと、大変便利です。

自身の相続への備えとして、自筆証書遺言書保管制度のご利用も、ぜひご検討ください。

相続登記の申請手続きに関する案内
(ハンドブック)